令和4年度第19回庁議提案

審議・報告・その他

提出日:令和5年1月6日

担当部・課:総務部管財課[内線4088]

## ① 件 名

行政財産に係る使用料の納付方法の変更について

#### ② 施策等を必要とする背景及び目的(理由)

#### 【背景】

行政財産の使用料については、石巻市行政財産の用途又は目的外使用に係る使用料に関する条例の 規定により前納することとされている。

しかしながら、貸付料は後納としているにも関わらず使用料については前納の規定があるため、行政財産に係る使用許可のみ申請から使用できるまでに時間を要している。

なお、国、他の地方公共団体やその他公共団体又は公共的団体に対する使用料については、現状でも後納を認めている。

#### 【目的】

使用料の納付方法を変更し、貸付料と同様に後納も可能とすることで、使用許可事務の迅速化を図る。

### ③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性

# 【根拠法令】

地方自治法(昭和22年法律第67号)

石巻市行政財産の用途又は目的外使用に係る使用料に関する条例(平成17年条例第64号)

【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け:有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】

# ④ 提案に至るまでの経過(市民参加の有無とその内容を含む。)

令和4年12月 部内及び市長協議

#### ⑤ 主な内容

行政財産の使用料について納付方法を後納も可能とするよう変更する。

## ⑥ 実施した場合の影響・効果(財源措置及び複数年のコスト計算を含む。)

### 【影響・効果】

使用料の納付方法を変更し、貸付料と同様に後納も可能とすることで、使用許可事務の迅速化が図られる。

#### 【市財政への負担】

なし

#### ⑦ 他の自治体の政策との比較検討

県内自治体では34自治体のうち30自治体で前納規定なし。また、前納規定がある4自治体のうち3自治体では、原則前納としているものの条文中の条件により後納を認めている。

# ⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

令和5年2月 市議会第1回定例会に石巻市行政財産の用途又は目的外使用に係る使用料に関する 条例の一部を改正する条例について提案(施行予定年月日:令和5年4月1日)

### 9 その他